

公金経理の適正化について

平成 20 年 12 月 19 日  
財 政 部

平成 20 年 12 月 11 日に別添のとおり公金の不適切な処理に関する調査報告書をまとめました。

その概要については、12 月 5 日の全員協議会で調査報告書(案)として説明したところですが、責任の所在や再発防止に向けた対応策の一部を修正しておりますので、今後のスケジュールとあわせて改めて説明いたします。

記

- 1 責任の所在, あり方について・・・報告書 10 ページ
- 2 再発防止に向けた対応策について・・・報告書 10 ページ～11 ページ
- 3 今後のスケジュール

調査報告書に基づき、不適切な公金経理が行われた背景と原因分析を踏まえ、同様な問題が二度と発生しないよう責任の所在を明確にするとともに必要な処分を行い、また、政策形成推進会議において具体的な再発防止策の検討を行い早急に実施に移していくこととする。

(1) 責任の所在, あり方

- ・ 補助事業関係について、補助金の返還の要否やその額の確定などの取扱いを県や関係省庁と具体的な協議を行う。(平成 20 年 12 月中に着手)
- ・ 補助金返還が必要となった場合は、その取扱いについて迅速に決定し対応する。
- ・ 職員の処分及び不適切な事務処理により生じた市の損害への対応等同様事案の他団体における取扱いの状況を調査する。(平成 20 年 12 月中に着手)
- ・ 管理監督職員や関係職員から事情聴取を行い、平成 20 年度中に職員の処分等を行っていくこととする。

(2) 再発防止策

- ・ 調査報告書に掲げる再発防止に向けた 6 つの方向性に沿った具体策を、実施時期を明確にしながら策定する。(平成 20 年 12 月中に着手)

## 公金の不適切な処理に関する調査報告書

平成20年12月11日

盛岡市公金経理適正化委員会

## 目 次

1 経緯と調査の概要について	
(1) 経緯	1
(2) 調査の概要	1
2 調査結果の概要について	
(1) 補助事業	3
(2) 補助事業以外の需用費	3
(3) 年度別一覧表	4
(4) 需用費の類型別の状況	4
(5) 平成 14 年度以前の状況	4
3 不適切な公金経理の背景と原因について	
(1) 背景	9
(2) 原因	9
4 不適切な公金経理の責任の所在, あり方について	10
5 再発防止に向けた対応策について	10



## 1 経緯と調査の概要について

### (1) 経緯

平成 20 年 10 月 18 日、国庫補助金の事務処理において、会計検査院が調査した岩手県を含む全国 12 道府県のすべてで不適切な事務処理があったことが報道された。

市においては、平成 6 年度に予算化されていないパソコンを「預け金」により購入し、関係職員を処分したという経緯があったことから、平成 20 年 10 月 20 日付けで、国・県補助金の経理状況について自主的に緊急調査に行った。

調査の結果、市においても岩手県等が会計検査院から指摘された不適切な事務処理と同様な事案が存在することが判明したため、10 月 30 日に市議会議員全員協議会において、調査結果の概要を報告した。

また、平成 20 年 10 月 31 日には、さらに詳細な調査の実施や原因の究明、再発防止に向けた対応などを検討する必要があることから、盛岡市公金経理適正化委員会（委員長 池田副市長）を設置し、11 月 7 日付けで全所属に対し、「需用費」の執行状況調査の実施を指示した。

平成 20 年 11 月 11 日には、これら調査結果の確認、検証及び今後の改善策等についてのご意見、ご提言をいただくために、盛岡市行財政構造改革推進会議公金経理適正化審査部会を設置した。

### (2) 調査の概要

#### ① 緊急調査の概要は次のとおりである。

##### 【調査の概要】

ア 調査内容	補助事業担当部等に対し文書で、不適切な経理状況についての照会
イ 調査日	10 月 20 日(月)から 10 月 23 日(木)まで
ウ 調査年度	最近 5 年間（平成 15 年度から 19 年度まで）
エ 調査対象	国・県からの補助事業
オ 調査結果	不適切な処理をしていたと回答した部等 建設部、都市整備部、下水道部、教育委員会

#### ② 需用費の執行状況調査の概要は次のとおりである。

##### 【調査の概要】

ア 調査内容	全所属に対し、需用費の執行状況についての調査
イ 調査日	11 月 7 日(金)から 11 月 26 日(木)まで
ウ 調査年度	平成 15 年度から平成 20 年度まで（14 年度以前についても）

可能な範囲)

エ 調査方法

需用費の不適切な事務処理を 6 つの類型に区分し事案の有無と内容について、第一段階として、現在の所属長による実務担当者及び担当係長等からの聞き取り調査、不適切な事務処理の存在が認められた各所属においては、第二段階として、業者の帳簿と各所属の保存資料との突合作業と書類の作成を行う。

なお、不適切な事務処理の類型については次のとおりとした。

a 預け金

事実と異なる内容の関係書類を作成するなどして、契約した物品が納入されていないのに納入されたこととして、業者に代金を支払い、後の物品購入の代金等として業者に管理させるなどしていたもの

b 差替え

業者に事実と異なる請求書等を提出させ、契約した物品とは異なる別の物品に差替えて納入させていたもの

c 一括払い

支出負担行為等の正規の会計処理を行わないまま、随時、業者に物品を納入させたうえ、後に納入された物品とは異なる物品の請求書等を提出させ、これらの物品が納入されたこととして事実と異なる内容の関係書類を作成し、需用費から購入代金を一括して支出していたもの

d 年度越え

契約した物品が年度内に納入されたこととし、関係書類に事実と異なる検収日付を記載するなどして需用費を支出していたもの

e 先払い

契約した物品が納入される前にこれらが納入されたこととし、関係書類に事実と異なる検収日付を記載し、需用費を支出していたもの

f 前年度納品

前年度に納品させた物品を当該年度に納品させたこととし、関係書類に虚偽の検収日付を記載するなどして需用費を支出していたもの



## 2 調査結果の概要について

### (1) 補助事業

今回の調査の結果、平成15年度から20年度までの間における補助事業に係る不適切な事務処理の発生総額は、5部等で5,157万3千円が確認された。

補助事業に係る不適切な経理の状況(平成15年度～平成20年度)

単位：千円

所属	預け金	差替え	一括払	年度越	左のうち 先払い	前年度 納品	賃金	旅費	計
建設部	22,492	162	0	67	0	0	0	0	22,721
都市整備部	3,916	3,111	9	806	(361)	34	0	44	7,920
下水道部	12,581	690	0	0	0	0	0	443	13,714
教育委員会	1,511	896	0	3,839	(3,839)	0	0	0	6,246
玉山総合事務所	0	972	0	0	0	0	0	0	972
計	40,500	5,831	9	4,712	(4,200)	34	0	487	51,573

千円未満四捨五入につき端数調整

### (2) 補助事業以外の需用費

補助事業以外の需用費に係る不適切な事務処理の発生総額は、13部等で2,856万4千円が確認された。

補助事業以外の需用費の不適切な経理の状況(平成15年度～20年度)

単位：千円

所属	預け金	差替え	一括払	年度越	左のうち 先払い	前年度納 品	計
市長公室	19	821	0	0	0	0	840
総務部	0	726	0	0	0	0	726
財政部	113	136	0	458	0	0	707
市民部	175	421	0	1,724	(735)	30	2,350
環境部	0	300	0	116	0	0	416
保健福祉部	0	327	0	367	0	0	694
商工観光部	0	48	0	0	0	0	48
農林部	626	354	0	0	0	0	980
建設部	3,112	314	0	266	(74)	0	3,692
都市整備部	2,108	728	0	740	(330)	2	3,578
下水道部	3,049	1,052	0	88	0	0	4,189
玉山総合事務所	0	705	0	0	0	0	705
教育委員会	714	3,373	0	5,031	(2,579)	521	9,639
計	9,916	9,305	0	8,790	(3,718)	553	28,564

千円未満四捨五入につき端数調整

(3) 年度別一覧表

上記(1)、(2)の表の年度別の一覧表は、別表のとおりである。

(4) 需用費の種類別の状況

①「預け金」

平成15年度から20年度までの間の「預け金」の発生総額は、補助事業分と補助事業以外分を合わせて5,041万円が確認された。調査対象年度の前年度から繰り越された「預け金」残高は、1,433万円であり、合わせた6,474万円について、現在までに、6,198万円が事務用品等の納入により費消され、現在の残高は、276万円であることが確認された。この「残高」については、業者の理解のもと、市に返納していただくことになる。

「預け金」については、関係した業者から資料を収集し、市の支出関係書類と、突合して、市の支出内容と業者の納品内容との対照作業を行った。これらの確認作業と関係職員、関係業者からの証言などから事務用品等により市へ納入されたものと考えられ、私的流用や用途不明金等に回ったことをうかがわせるような事実は認められなかった。

②「差替え」等

「差替え」「一括払い」「年度越え」「前年度納品」についても、「預け金」と同様の確認を行ったが、用途は様々な事務用品や備品であり、備品については、いずれも公的に使用された、もしくは使用されていることが確認された。

(5) 平成14年度以前の状況

平成15年度から20年度までの需用費の執行状況調査にあわせて、14年度以前の不適切処理の有無について聞き取り調査を行った。214所属の現所属長が当時の担当者（実務担当者及び担当係長等）延べ1,330名にヒアリングを行った結果、6部等20所属の26名から「預け金」や「差替え」、「一括払い」、「年度越え」、「先払い」、「前年度納品」の不適切な処理が行われていたとの回答を得た。古いものでは、平成11年に「前年度納品」があったとするものが1名、12年には「差替え」や「年度越え」があったとするものが2名、13年には「預け金」「差替え」「一括払い」「年度越え」があったとするものが9名、14年には「預け金」「差替え」「年度越え」「先払い」があったとするものが14名であった。

聞き取り調査では、証拠書類については無しとするものが大半で、具体的な内容については分からないが、多くの部等で平成14年度以前から不適切な処理が続いていたことが推測される。



## 不適正支出に係る所属・態様別一覧(補助)

(単位:千円)

区分	需用費														賃金 金額	旅費		計 金額	
	所 属	年 度	①預け金		②差替え		③一括払い		④年度越え		⑤うち先払い		⑥前年度納品			件数	金額		
			件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額					
建設部	15年度	167	8,312	162	8,199	2	63	0	0	3	50	0	0	0	0	0	0	0	8,312
	16年度	93	4,354	86	4,238	6	99	0	0	1	17	0	0	0	0	0	0	0	4,354
	17年度	82	4,535	82	4,535	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,535
	18年度	24	2,698	24	2,698	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,698
	19年度	47	2,822	47	2,822	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,822
	20年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	413	22,721	401	22,492	8	162	0	0	4	67	0	0	0	0	0	0	0	22,721
都市整備部	15年度	53	1,507	26	1,111	14	122	0	0	11	250	10	45	2	24	0	0	0	1,507
	16年度	41	1,103	15	748	8	121	0	0	18	234	5	172	0	0	0	0	0	1,103
	17年度	45	1,128	14	719	15	299	0	0	16	110	2	8	0	0	0	1	44	1,128
	18年度	48	1,205	5	272	17	752	1	9	25	172	16	120	0	0	0	0	0	1,205
	19年度	46	1,786	6	1,066	32	670	0	0	7	40	2	16	1	10	0	0	0	1,786
	20年度	14	1,147	0	0	14	1,147	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,147
	計	247	7,876	66	3,916	100	3,111	1	9	77	806	35	361	3	34	0	1	44	7,920
下水道部	15年度	19	2,293	19	2,293	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	424	2,717
	16年度	34	3,777	26	3,584	8	193	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,777
	17年度	40	4,215	32	4,039	8	176	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,215
	18年度	25	1,484	25	1,484	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	19	1,503
	19年度	22	1,502	17	1,181	5	321	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,502
	20年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	140	13,271	119	12,581	21	690	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	443	13,714
教育委員会	15年度	4	184	4	184	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	184
	16年度	1	4	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
	17年度	5	267	5	267	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	267
	18年度	10	1,138	7	567	3	571	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,138
	19年度	10	4,653	4	489	3	325	0	0	3	3,839	3	3,839	0	0	0	0	0	4,653
	20年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	30	6,246	21	1,511	6	896	0	0	3	3,839	3	3,839	0	0	0	0	0	6,246
玉山総合事務所	15年度	22	563	0	0	22	563	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	563
	16年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	17年度	6	202	0	0	6	202	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	202
	18年度	3	115	0	0	3	115	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	115
	19年度	3	92	0	0	3	92	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	92
	20年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	34	972	0	0	34	972	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	972
合 計	15年度	265	12,859	211	11,787	38	748	0	0	14	300	10	45	2	24	0	11	424	13,283
	16年度	169	9,238	128	8,574	22	413	0	0	19	251	5	172	0	0	0	0	0	9,238
	17年度	178	10,347	133	9,560	29	677	0	0	16	110	2	8	0	0	0	1	44	10,391
	18年度	110	6,640	61	5,021	23	1,438	1	9	25	172	16	120	0	0	0	1	19	6,659
	19年度	128	10,855	74	5,558	43	1,408	0	0	10	3,879	5	3,855	1	10	0	0	0	10,855
	20年度	14	1,147	0	0	14	1,147	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,147
	計	864	51,086	607	40,500	169	5,831	1	9	84	4,712	38	4,200	3	34	0	13	487	51,573

\* 千円未満を四捨五入していますので、合計欄が一致しない場合があります。



## 不適正支出に係る所属・態様別一覧(単独費)

(単位:千円)

区分	需用費														賃金		旅費		計
	年度	件数	①預け金		②差替え		③一括払い		④年度越え		⑤うち先払い		⑥前年度納品		金額	件数	金額	金額	
			金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額							
市長公室	15年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	16年度	4	155	0	0	4	155	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	155	
	17年度	6	275	0	0	6	275	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	275	
	18年度	6	391	0	0	6	391	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	391	
	19年度	2	19	2	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19
	20年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	18	840	2	19	16	821	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	840
総務部	15年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	16年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	17年度	1	158	0	0	1	158	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	158	
	18年度	2	79	0	0	2	79	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	79	
	19年度	6	489	0	0	6	489	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	489	
	20年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	9	726	0	0	9	726	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	726	
財政部	15年度	1	19	0	0	1	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19	
	16年度	4	122	2	55	2	67	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	122	
	17年度	2	53	1	43	1	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	53	
	18年度	10	257	1	15	0	0	0	9	242	0	0	0	0	0	0	0	257	
	19年度	18	216	0	0	0	0	0	18	216	0	0	0	0	0	0	0	216	
	20年度	1	40	0	0	1	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40	
	計	36	707	4	113	5	136	0	0	27	458	0	0	0	0	0	0	707	
市民部	15年度	1	12	0	0	1	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	
	16年度	1	4	0	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
	17年度	5	315	1	35	4	280	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	315	
	18年度	14	295	2	62	2	21	0	0	8	182	0	0	2	30	0	0	295	
	19年度	27	1,704	2	78	8	84	0	0	17	1,542	2	735	0	0	0	0	1,704	
	20年度	2	20	0	0	2	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	
	計	50	2,350	5	175	18	421	0	0	25	1,724	2	735	2	30	0	0	2,350	
環境部	15年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	16年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	17年度	1	33	0	0	1	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33	
	18年度	3	297	0	0	2	210	0	0	1	87	0	0	0	0	0	0	297	
	19年度	3	86	0	0	2	57	0	0	1	29	0	0	0	0	0	0	86	
	20年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	7	416	0	0	5	300	0	0	2	116	0	0	0	0	0	0	416	
保健福祉部	15年度	2	16	0	0	0	0	0	2	16	0	0	0	0	0	0	0	16	
	16年度	9	86	0	0	0	0	0	9	86	0	0	0	0	0	0	0	86	
	17年度	5	161	0	0	2	99	0	3	62	0	0	0	0	0	0	0	161	
	18年度	10	378	0	0	1	228	0	9	150	0	0	0	0	0	0	0	378	
	19年度	10	53	0	0	0	0	0	10	53	0	0	0	0	0	0	0	53	
	20年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	36	694	0	0	3	327	0	0	33	367	0	0	0	0	0	0	694	



商工観光部	15年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	16年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	17年度	1	24	0	0	1	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	18年度	1	24	0	0	1	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24
	19年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24
	20年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	2	48	0	0	2	48	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
農林部	15年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	16年度	6	105	6	105	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	17年度	3	152	0	0	3	152	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	105	
	18年度	6	172	3	75	3	97	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	152
	19年度	10	456	9	446	1	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	172
	20年度	3	95	0	0	3	95	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	456
計	28	980	18	626	10	354	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	95	
建設部	15年度	24	1,811	10	1,756	0	0	0	14	55	14	55	0	0	0	0	0	0	980
	16年度	24	562	3	457	8	65	0	0	13	40	3	13	0	0	0	0	0	1,811
	17年度	4	515	2	506	0	0	0	2	9	1	0	0	0	0	0	0	0	562
	18年度	26	258	2	44	8	152	0	0	16	62	4	6	0	0	0	0	0	515
	19年度	22	546	4	349	4	97	0	0	14	100	0	0	0	0	0	0	0	258
	20年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	546
計	100	3,692	21	3,112	20	314	0	0	59	266	22	74	0	0	0	0	0	0	
都市整備部	15年度	38	668	9	320	8	181	0	0	21	167	15	132	0	0	0	0	0	3,692
	16年度	31	686	12	534	4	64	0	0	15	88	8	49	0	0	0	0	0	668
	17年度	25	837	15	661	1	1	0	0	9	175	2	98	0	0	0	0	0	686
	18年度	40	464	5	251	1	10	0	0	34	203	0	0	0	0	0	0	0	837
	19年度	38	910	4	342	14	459	0	0	19	107	7	51	1	2	0	0	0	464
	20年度	7	13	0	0	7	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	910
計	179	3,578	45	2,108	35	728	0	0	98	740	32	330	1	2	0	0	0	13	
下水道部	15年度	23	2,179	20	1,402	3	777	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,578
	16年度	15	798	14	710	0	0	0	0	1	88	0	0	0	0	0	0	0	2,179
	17年度	9	319	8	225	1	94	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	798
	18年度	13	305	11	232	2	73	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	319
	19年度	14	588	11	480	3	108	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	305
	20年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	588
計	74	4,189	64	3,049	9	1,052	0	0	1	88	0	0	0	0	0	0	0	0	
玉山総合事務所	15年度	14	553	0	0	14	553	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,189
	16年度	6	111	0	0	6	111	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	553
	17年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	111
	18年度	1	21	0	0	1	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	19年度	1	20	0	0	1	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21
	20年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20
計	22	705	0	0	22	705	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
教育委員会	15年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	705
	16年度	6	723	0	0	2	54	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	17年度	11	1,147	1	18	7	388	0	0	3	576	3	576	1	93	0	0	0	723
	18年度	35	2,444	4	314	12	452	0	0	16	1,547	2	1,085	3	131	0	0	0	1,147
	19年度	81	4,600	12	382	30	1,856	0	0	36	2,261	3	918	3	101	0	0	0	2,444
	20年度	14	725	0	0	12	623	0	0	0	0	0	0	2	102	0	0	0	4,600
計	147	9,639	17	714	63	3,373	0	0	57	5,031	8	2,579	10	521	0	0	0	0	9,639



合 計	15年度	103	5,258	39	3,478	27	1,542	0	0	37	238	29	187	0	0	0	0	0	5,258
	16年度	106	3,352	37	1,861	27	520	0	0	41	878	14	638	1	93	0	0	0	3,352
	17年度	73	3,989	28	1,488	28	1,514	0	0	16	893	3	98	1	94	0	0	0	3,989
	18年度	167	5,385	28	993	41	1,758	0	0	93	2,473	6	1,091	5	161	0	0	0	5,385
	19年度	232	9,687	44	2,096	69	3,180	0	0	115	4,308	12	1,704	4	103	0	0	0	9,687
	20年度	27	893	0	0	25	791	0	0	0	0	0	0	2	102	0	0	0	893
	計	708	28,564	176	9,916	217	9,305	0	0	302	8,790	64	3,718	13	553	0	0	0	28,564

\* 千円未満を四捨五入していますので、合計欄が一致しない場合があります。

### 3 不適切な公金経理の背景と原因について

#### (1) 背景

不適切な経理処理が行われた直接的な原因としては、職員の厳正な公金経理に対する意識の不十分さがあげられる。

これは、組織内に「予算の使い切り」の風潮や、公金経理に関し、私的流用がなければ、公務に有効に使用されている限りにおいては、ある程度ルールを逸脱しても容認されるものであり、「必要悪」あるいは「やむを得ないもの」とする風潮があり、このような風潮が職員の厳正な公金経理に対する意識の不十分さにつながっていたものと考えられる。

不適切な経理処理が組織の広範囲において多年にわたり存在していたことから、このような風潮は多くの組織において以前からあったものと推察されるが、国庫補助の付帯事務費が多額である部等に不適切な経理が集中しており、特にその傾向が強いものと考えられる。

公金は、市民から預かった税等であり、市民共有の経営資源であることから、その執行については法令等に基づき厳正に行われなければならないものであるが、このような組織の風土が要因となって、職員の公金の適切な執行に対する意識が希薄化し、内部規律が有効に機能しなかったことが、不適切な公金経理が生じた背景として考えられる。

#### (2) 原因

- ① 不適切な事務処理との認識は職員にあるものの、配分された予算の中で必要な事務用品を購入するため、「預け金」や「差替え」等を行ったものであり、職員の公金処理に対する意識の希薄さと、不適切な処理を容認する風土が原因と考えられる。
- ② 「預け金」等については、人事異動により新たに担当となった際、前任者から以前から行われていた処理として引き継いだものが多いが、職員の適切な公金管理に関する意識が希薄であったとともに、上記「①」にあるとおり、不適切な公金経理を容認する風土も原因として考えられる。
- ③ 補助事業の付帯事務費について、交付された補助金は使い切るという風潮があること、残が生じても返還しにくい実態にあることから、年度内に執行できない場合、「預け金」等が生じたものと考えられる。
- ④ 補助事業の付帯事務費の額の確定は、工事費等が最終確定する年度末となることが多く、その段階で当初予定されていた額以上の事務費となる場合、短期間での効果的な執行が困難であることから、「預け金」等が生じたものと考えられる。
- ⑤ 補助金の交付決定が夏以降となる場合、工事の完成が年度末になることが多く、その場合上記「④」と同様の状況が生じたものと考えられる。



- ⑥ 備品購入の予算がなかなか確保できないことから、安易に「預け金」や「差替え」により備品を調達したものと考えられる。
- ⑦ 事務費については、不測の事態等に備え、年度末まで執行を抑制する傾向があり、「予算の使い切り」意識も関係し、年度末に集中して執行することが多く、これが「年度越え」を生じたものと考えられる。
- ⑧ 事務用品の購入において発注者と検収者が同一であり、公金処理のチェック機能が有効に働いていないことが原因と考えられる。
- ⑨ 事務用品の購入、公金経理にあたって、課長等の適切な管理が行われていないことが原因と考えられる。

#### 4 不適切な公金経理の責任の所在、あり方について

これまでの調査により不適切な経理上の事務処理が多くの部署において行われていたことが確認された。

その背景と原因については、前述のとおりであるが、補助事業関係については、今後、補助金返還の取扱いについて、県や関係省庁と協議されていくこととなると考えられるため、それらも見定めた上で補助金の返還が必要となった場合の対応等について検討していく必要がある。

今回の不適切な事務処理に係る責任の所在については、今後、広く管理監督職員、その他の関係職員から事情聴取を行い明らかにするとともに、市における同様の事案の取扱いや他団体の状況も参考にしながら、管理監督の立場にある職員をはじめ関係職員の処分を行っていく必要がある。

#### 5 再発防止に向けた対応策について

不適切な公金経理の再発防止に向けた対応策について、次の方向により具体的な検討を行う。

##### (1) 公金の適正な執行に関する職員の意識改革の徹底

再発防止に向けて最も重要なことは、公金は、市民から預かった税等であり、市民共有の経営資源であることから、その執行については法令等に基づき厳正に行われなければならないものであると全ての職員がしっかりと認識することである。

そのため、職員の法令順守（コンプライアンス）推進体制等に関する条例を制定するとともに、管理職等を対象に法令順守や公金執行に関する研修の実施、日常業務をとおしての全職員に対する指導や補助事業を担当する部等の個別の指導等を行い、公

金の適正な執行に関する職員の意識改革を徹底する。

(2) 公金の適正な執行を確保する仕組みの構築

事務用品等の発注者と検収者が同一、あるいは明確に分かれていない事例、予算執行の管理者である課長等が適切な管理を行っていない事例等、今回の不適正な公金の執行の原因として、チェック体制の不備があげられる。

発注者と検収者を分離すること、課長等による厳正な予算執行確認等、的確なチェック体制を構築するとともに、コンプライアンス条例に内部公益通報制度を位置づけ、内部チェックが働くような仕組みを整備する。

また、現在は保存対象となっていない納品書についても、一定期間保存対象とすることについて検討する。

(3) 弾力的な予算執行の確保

施策、事務事業に配分された予算の範囲内で、有効な執行であると認められる場合は、所管課等の裁量により必要な備品購入費を予算化できるような仕組みを検討する。

また、年度内においても、所管課等の裁量により必要に応じて他の費目に予算組替えできるような弾力的な予算執行の仕組みづくりを検討する。

(4) 計画的・効率的な予算執行の実現

事務費については、不測の事態等に備え、年度末まで執行を抑制する傾向があり、「予算の使い切り」意識も関係し、年度末に集中して執行することが多く、これが「年度越え」を生じる背景にもなっている。

より一層、計画的な予算執行を徹底するとともに、発注年度内に納品とならない場合、事故繰越として処理することなどについて検討する。

(5) 業者への周知と協力要請

物品の買入れ等競争入札参加資格者等に対し、今回の問題の具体的な内容や問題点、さらには再発防止に向けた対応策などの周知を図り、あわせて見積書、納品書、請求書などの関係書類には、日付を業者が自ら記載するよう要請する。

(6) 国、県に対する補助制度の改善の要望

国・県補助事業に付帯する事務費に残が生じた場合の国等への返還手続きがルール化されておらず、現実的に返還が困難な状況にあることから、補助事務費の返還の手続きの簡素化等、補助制度の改善について、国・県に対し要望する。